

「救急救命の高度化の推進に関する調査研究事業」（以下「高度化委託」という）及び「救急に関する調査研究助成事業」（以下「研究助成」という）に関するQ&A

【高度化委託・研究助成共通】

Q そもそも両者の違いがわかりません。

A 高度化委託は当財団の委託事業で、下記が特徴です。

- ① 指定するテーマに添って研究を実施する
- ② 委託金額は200万円以内
- ③ 研究完了後、その内容を財団が冊子にして全国の消防本部等へ配布
- ④ 他機関からの助成は受けず、財団からの委託金額のみで実施する

研究助成は研究に対し、金銭的援助を行う助成事業で、下記が特徴です。

- ① 救急業務に関する先進的な調査研究全般を対象とする。
- ② 助成金額は100万円以内

Q 同じ団体（所属）ではあるのですが、組織の系統から研究班と経理担当で別部局となってしまう。それでもよろしいでしょうか？

A 差し支えありませんが、申請団体内において研究班と経理担当が別部局の場合、経理窓口を一本化するとともに、研究に対する動きに関して団体内で意思統一するようお願いいたします。出納事務に関して意思統一がなされていない団体が散見されます。

Q 研究協力団体とは？

A 研究にあたり協力を依頼する他の団体（消防本部、医療機関等）です。研究の実現性の観点から、協力の承認を得た上で申請願います。

Q 寄付金として委託金または助成金を受領することはできますか？

A 本事業は調査研究を委託若しくは助成するものであり、費用は委託金若しくは助成金として支払いますので、当財団からの寄付として支払うことはできません。

Q 委託金または助成金の振込は個人名義の口座でも可能ですか？

A 団体名義の口座のみとさせていただきます。

Q 委託金または助成金は一度に全額を受給することは可能でしょうか？

A 契約後に半額、報告完了後に残額を交付いたします。一度に全額を交付することはできませんので、申請の際には十分に留意願います。

Q 委託金または助成金を他の用途に使用したり、不正に使用した場合はどうなりますか？

A 全部又は一部を返還していただきます。

Q 残金が発生したらどうすれば良いでしょうか？

A 戻入していただきます。

Q 申請書に記入する費目は、どのようにしたらいいでしょうか？

A 別紙「経費の分類とその定義」に記載のとおり記入ください。なお、内容によっては当財団からご質問させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

Q 高度化委託の経費として間接経費を計上することは可能でしょうか？

A 委託金額における直接経費の15%を上限として認めております。

Q 研究助成の経費として間接経費を計上することは可能でしょうか？

A 認められません。

Q 審査結果はいつごろ公表されるのでしょうか？

A 概ね3月下旬となります。

Q 委員会において申請額と異なる金額が決定された場合、研究内容や規模を変更せざるを得ない場合も出てくるが、その際はどうすれば良いか。

A 決定額に応じ、研究が実行可能か否か個別に相談させていただきます。

Q 人事異動により申請時と研究メンバーが変わってしまったのですが

A 変更に関わる申請をしてください。

Q 研究結果を各種学会での発表や雑誌に投稿することはできますか？

A 年度内に研究が完了し、当財団への報告後については可能です。

ただし、発表、もしくは投稿文書内に当財団からの高度化委託もしくは研究助成により行った研究である旨を公表していただきます。

Q 高度化委託もしくは研究助成の研究終了後（完了報告後）経理面で留意する点がありますか？

A 事業に係る収入、支出その他の経理は、他の経費と区分して経理し、関係帳簿書類等は5年間保存してください。また、当財団から求めがあった場合には、関係する帳簿等を提出、又は閲覧をさせていただく場合がございます。

その他に関する事項については、担当者へお問い合わせ下さい